

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ニッタ株式会社		コード	5186
提出日	2023/6/2	異動(予定)日	2023/6/27	
独立役員届出書の提出理由	・2023年6月27日開催予定の当社定時株主総会において、社外を含めた取締役選任議案及び監査役選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)														異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし					
1	豊島 ひろ江	社外取締役	○														○		有		
2	池田 剛久	社外取締役	○															△	訂正・変更	有	
3	小野 友之	社外取締役	○																○	新任	有
4	松浦 一悦	社外監査役	○																△	訂正・変更	有
5	大神 哲明	社外監査役	○																△	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	専門分野を含めた幅広い経験・見識に基づき、経営上の重要事項に対する助言をいただくため。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反を生ずる恐れがないことから、公正・中立な立場で業務執行の妥当性を監督いただくことが出来るため、独立役員として指定しています。
2	池田剛久氏は2022年6月まで三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表取締役専務執行役員を務めており、当社は同社との間に取引関係がありますが、その取引は双方から見て売上高の1%未満であることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。	企業経営等の経験及び金融機関での職務経験により培った幅広い知識・見識に基づいて経営上の重要事項に対する助言をいただくため。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反を生ずる恐れがないことから、公正・中立な立場で業務執行の妥当性を監督いただくことが出来るため、独立役員として指定しています。
3	該当事項はありません。	専門分野を含めた幅広い経験・見識に基づき、経営上の重要事項に対する助言をいただくため。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反を生ずる恐れがないことから、公正・中立な立場で業務執行の妥当性を監督いただくことが出来るため、独立役員として指定しています。
4	松浦一悦氏は2014年11月まで学校法人松山大学の常務理事を務めており、当社は同大学に奨学支援・教育施設整備等の目的で寄付を行っておりますが、当社の寄付額は寄付収入総額と比較して僅少です。また、同氏は現在同大学を代表する立場にないことから直接の利害関係はなく、社外監査役としての独立性に問題はないものと判断しております。	専門分野を含めた幅広い知識・見識に基づき、取締役とは独立の立場から監査を行っていただくため。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反を生ずる恐れがないことから、公正・中立な立場で監査を実施いただくことが出来るため、独立役員として指定しています。
5	大神哲明氏は2021年7月まで日本生命保険相互会社の取締役を務めており、当社は同社との間に取引関係がありますが、その取引は双方から見て売上高の1%未満であることから、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではありません。	企業経営等の経験と幅広い知識・見識に基づき、取締役とは独立の立場から監査を行っていただくため。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反を生ずる恐れがないことから、公正・中立な立場で監査を実施いただくことが出来るため、独立役員として指定しています。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。